

平成24年3月14日

指定確認検査機関 様

京都市都市計画局
建築指導部
建築審査課

建築確認申請等に係る設計者・工事監理者である建築士の建築士法に基づく定期講習の受講状況の確認について（依頼）

建築士法第22条の2の規定による建築士定期講習の初回受講期限が平成24年3月31日に迫っているため、3月上旬に国土交通省と都道府県が連名で、ダイレクトメールにより建築士事務所に対して注意喚起が実施されますので、御了解願います。

建築確認申請窓口等における建築士定期講習等の受講の注意喚起について、御協力をお願いします。

以上